

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用について 新旧対照表

秋田県条件付き一般競争入札実施要綱の運用についての一部を次のとおり改正する。

新	旧
<p>第14条関係</p> <p>1～2 略</p> <p>3 前2項の証明書及び<u>確認書の発行日は、落札決定の日以降のものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、落札者が、県が発注した他の工事において第2項の規定により確認書を提出している場合又は県が発注した業務において秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の運用（平成20年3月17日建管－2460）第14条関係第2項の規定により確認書を提出している場合は、当該確認書の発行日の属する月内に限り、当該確認書の写し及び当該他の工事又は業務の契約書の写しを提出させることにより確認できるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この通知は、令和2年10月1日から施行する。</u></p>	<p>第14条関係</p> <p>1～2 略</p> <p>3 前2項の証明書_____の発行日は、落札決定の日以降のものでなければならない。</p> <p>(新設)</p>